

製品安全データシート

1/14

1. 化学物質等及び会社情報

化学物質等の名称	：ポリフェニレンエーテル		
製品コード	：ザイロン™ (P401、P402)		
MSDS 整理番号	：XY-J028-3		
会社名	：旭化成ケミカルズ株式会社		
住所	：〒101-8101 東京都千代田区神田神保町1丁目105番地 神保町三井ビルディング		
担当部門	：機能樹脂事業部 ザイロン営業部 機能樹脂開発・マーケティング推進部		
電話番号	：ザイロン営業部 03-3296-3386 機能樹脂開発・マーケティング推進部 052-212-2133 (自動車材料 Gr)		
FAX 番号	：ザイロン営業部 03-3296-3473 機能樹脂開発・マーケティング推進部 052-212-2229 (自動車材料 Gr)		
緊急連絡先	：機能樹脂開発・マーケティング推進部 (ザイロン担当) [平日9:00~18:00]		
電話番号	：機能樹脂開発・マーケティング推進部 (ザイロン担当) 044-271-2561		
FAX 番号	：機能樹脂開発・マーケティング推進部 (ザイロン担当) 044-271-2166		
奨励用途及び使用上の制限	：＜奨励用途＞ 家電OA材料、電子部品材料、自動車材料、工業材料、等の用途 ＜使用上の制限＞ 本製品は、以下の用途には使用しないでください。 ・ 体内、粘膜、体液、血液、薬液などに触れる医療容器・包装・用具・部品 ・ 食品容器・包装・器具・部品、飲料水などに触れる器具、部品 ・ 口に触れる玩具、飲料水などに触れる玩具		

2. 危険有害性の要約

【GHS 分類】

物理化学的危険性	：自然発火性固体	区分外
健康に対する有害性	：急性毒性（経口）	区分5

製品安全データシート

2/14

発がん性	区分 2
生殖毒性	区分 1 B
水生環境有害性	急性有害性 区分 3

【GHS ラベル要素】

絵表示またはシンボル：



注意喚起語：危険

危険有害性情報：飲み込むと有害のおそれ
発がんのおそれの疑い
生殖能または胎児への悪影響のおそれ
水生生物に有害
特有の危険有害性情報：粉末状であり、粉塵爆発の危険性がある。

【注意書き】

安全対策：すべての安全注意を読み、理解し、予防対策をするまで取り扱わないこと。
本製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
個人用保護具、換気装置を使用し、ばく露を避けること。
個人用保護具として保護手袋、保護眼鏡、防塵マスクを着用し粉塵吸入、付着等のばく露を避けること。
爆発性粉塵を作らないために、不活性ガス雰囲気中での取り扱い、周囲に着火源を作らないなどの措置を行うこと。
換気の良い場所でのみ使用すること。
汚染された衣服を再使用する場合には洗濯すること。
取り扱い後は、良く手を洗うこと。
環境への放出を避けること。

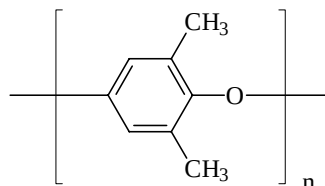
3. 組成、成分情報

物質

化学名又は一般名：ポリ（2，6－ジメチル－1，4－フェニレンオキシド）
別名、慣用名：ポリフェニレンエーテル、ポリフェニレンオキシド、PPE
化学式

製品安全データシート

3/14



成分、含有量、官報公示整理番号、及びCAS No.

成分名	含有量	官報公示整理番号 (化審法／安衛法)	CAS No.	備考
ポリ(2,6-ジメチル-1,4-フェニレンオキシド)	98.5重量%以上	7-1241	25134-01-4	樹脂粉末
キシレン	0.6重量%未満	3-3	1330-20-7	残留溶剤
エチルベンゼン	0.9重量%未満	3-28	100-41-4	残留溶剤
合計	100%			

4. 応急措置

ばく露またはばく露の懸念がある場合、医師の診断、手当てを受けること。

- 吸入した場合：粉塵などを吸い込んだ場合は、清浄な水で良くうがいをし、新鮮な空気のある場所に移動し休息し回復を待つ。気分が悪い時は直ちに医師の診断、手当てを受けること。
- 皮膚に付着した場合：通常は水や石鹸で良く洗う。溶融物が付着した場合は、ただちに清浄な水で冷やす。皮膚上の固まった樹脂を無理に剥がさない。刺激があれば医師の診断、手当てを受けること。
- 眼に入った場合：眼に入った場合は、こすると刺激があったり、角膜を傷つけるため、こすらずに清浄な水で最低15分間よく洗う。コンタクトレンズは直に取り外す。眼に入った場合は必ず医師の診断、手当てを受けること。
- 飲み込んだ場合：できるだけ吐き出し、異常があれば医師の診断、手当てを受けること。
- 救急措置をする者の保護：吸入しないように保護具を着用し、粉塵の除去のため換気を良くすること。

5. 火災時の措置

製品安全データシート

4/14

消火剤	：注水、水噴霧、各種消火器等を用いることができる。
火災時の特有の危険有害性	：火災時には、強い熱、黒煙、CO ₂ 、CO等のガスが発生する恐れがある。粉塵が飛散する状況では粉塵爆発の危険性がある。
特定の消火方法	：一般の火災と同じ消火法を用いる。安全な距離から消火を行う。
消火を行う者の保護	：消火作業をするときは、防火服と呼吸器具を着用する。風上から消火する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

：大量に漏洩した場合は粉末が漏洩しているエリアから人員を退避させ風上へ移動する。該エリアを漏洩区域として隔離し、立入り禁止とする。

粉塵との接触、吸入を避けるため保護具（保護眼鏡、防塵マスク、場合によっては呼吸用保護具）を着用する。

環境に対する注意事項

：利用可能な任意の手段により排水系や水路などへの漏出を防ぐ。排水系や水路への汚染が避けられない場合には関係機関へ直ちに連絡する。

回収、中和、封じ込め及び浄化方法

：エリア及び周囲から着火源を取り除く。喫煙、裸火または発火源は禁止する。

スパークしないシャベル、防爆型の回収装置を使用する。

安全に配慮して漏洩を止める。

粉塵爆発を防ぐために水スプレー、噴霧を使用する。

表示された処分容器（ドラム缶等）に回収する。

二次災害の防止策

：本製品は粉末状であり、粉塵爆発の可能性がある。除去作業時に於いても爆発性粉塵を作らないために、十分な注意が必要である。着火源を作らない、爆発性粉塵濃度以下となるように、水スプレー、噴霧などの措置が必要である。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い [技術的対策]

<粉塵爆発の防止>

本製品は粉末状である。取り扱い上特に注意を要する点は粉塵爆発であり、以下に粉塵爆発防止上の注意点について記述する。空気中におけるPPE粉体の爆発下限濃度は

製品安全データシート

5/14

50 g/立方メートル（平均粒径 35 μ m の時）であり、粉塵爆発を起こす可能性は十分にある。粉塵爆発を防止するためには原則として、

- (1) 爆発性粉塵の状況を作らないこと、
- (2) それが不可能な時は、爆発発生条件を満たさないような環境を保持する（酸素を断つ、着火源を作らない等）

措置が必要である。具体的な爆発危険雰囲気生成防止について、以下に記述する。

1. 取り扱いの安全化

PPE 粉末の取り扱いは、粉塵が広範囲に飛散しないように、できるだけ静かに行い、流動、攪拌等は必要最小限に抑制する。

袋、容器等へ充填する場合は、できるだけ少量単位で行い、粉塵が飛散しないように、袋、容器等の開口面積はできるだけ小さくする。

できるだけ密閉構造の装置等の中で取り扱う。やむを得ず開放状態で取り扱う場合または開放状態になる場合は、強制換気等適切な措置を講ずる。

浮遊、飛散している粉塵は、強制換気によって除去する。

2. 漏洩の防止

袋、容器等へ充填する場合はこれらの開口面積を必要最小限にし、できるだけホッパー、シュート等を用いて行う。

容器類、装置等へ出し入れする場合は、これに伴う呼吸作用（気相部空気増減）によって粉塵が漏洩しないように、呼吸作用が生ずる部分には、バグフィルター等を設置する。

修理等で施設または装置を開放する場合は、これに残留している粉末が漏洩しないように、事前に必ずこれを抜き取り、残留または滞留していないことを確認する。

漏洩の起こりやすい施設、装置等は、これらにできるだけ漏洩検出装置を設置し、万一事故によって漏洩が発生した場合でも、これを最小限に阻止する措置を講じておく。

3. 浮遊・飛散・堆積の防止

粉末を取り扱う次のような場所には、吸気用及び排気用の強制換気装置を設置する。

- a) 粉末が収納されている袋、容器等を開放する場所。
- b) 粉末を開放状態で取り扱う場所。
- c) 粉末が漏洩しやすい場所。

粉末を取り扱う次のような場合は、必要に応じて移動型の吸気用及び排気用の強制換気装置を設置する。

- a) 粉末を一時的に使用する場合。
- b) 袋、容器または作業者に付着している粉末を払い落とす場合。
- c) 粉末を取り扱う施設、装置等の点検、修理を行う場合。

建物、装置等は、粉末が堆積しにくい構造、及び堆積しても清掃、除去しやすい構造とする。粉末を開放状態で取り扱う施設、装置等は、粉塵の広範囲な浮遊、飛

製品安全データシート

6/14

散を防止するため、必要な箇所に隔離壁等を設置する。

4. 危険雰囲気抑制

PPE粉末を密閉またはこれに近い施設等で取り扱う場合は施設等の気相空間に存在している空気を窒素、二酸化炭素等の不活性ガスで置換する。不活性ガスの取り扱いに関しては使用する不活性ガスのMSDS等の取り扱い基準に従うこと。

(酸素濃度が10%以下になれば、粉塵濃度が150g/m³でも爆発しない)

粉末を取り扱う施設、装置等は、出来るだけ容積の小さなものにし、デッドスペースをなくす。粉末の取扱いは、できるだけ単独で行い、可燃性ガス／蒸気及び可燃性液体と混合した取り扱いをしない。

5. 着火源生成抑制

PPE粉末を取り扱う場所およびその周辺においては、着火源をつくらないように下記の事項を遵守する。

- (1) 使用する電気機器や集塵機等は防爆構造とする。
- (2) 暖房器具（ストーブ等）の使用は禁止する。
- (3) マッチ、ライター等の携行及び喫煙の禁止
- (4) 静電気発生を防止するため、使用する機器等には接地（アース）を確実に漏れなく実施する。
- (5) 使用する工具はスパーク等火花の発生しない安全工具とする。
- (6) その他、着火源となるものの発生及び接近を防止する。

<接触の防止>

本製品を使用する時に、飲食をしない。

個人用保護具、換気装置を使用しばく露を避ける。ばく露の危険性がある場合、吸入、接触を避けるために保護具（保護手袋、保護眼鏡、防塵マスク等）を着用する。

作業環境を許容濃度以下（8項参照）に保つ。

有効な吸気用及び排気用の換気装置等を用い換気の良い場所でのみ使用する。

汚染された衣服を再使用する場合には洗濯する。

取り扱い後は、良く手を洗う。

環境への放出を避ける。

床上にこぼれた場合は、常に清掃して取除く。放置すると足もとが滑って転倒を招く恐れがある。

正しい作業手順を定め遵守する。

<保管>

適切な保管条件

- ：1) 直射日光、雨水等の当たらぬ場所に保管する。
- 2) 高温多湿な場所を避けて保管する。
- 3) 熱、発火源から離れた場所で保管する。
- 4) 静電気災害を防止する対策を取る。

製品安全データシート

7/14

安全な容器包装材料：保管条件を満足できる包装容器材料であること。

8. ばく露防止及び保護措置

設備対策

：粉塵爆発防止のための設備対策は、7 項を参照すること。
成形、押出作業では、加熱溶融によってガスが生じる恐れがあるので、これらを排出するため有効な局所排気装置等を設置する。
取り扱い場所付近に、シャワー、手洗い、洗顔設備を設け、位置を明瞭に表示する。火気厳禁、関係者以外立入り禁止等の必要な標識を見やすい場所に掲示する。

管理濃度、許容濃度

：

成分名	管理濃度 (厚生労働省)	許容濃度 (粉塵は別表)	
		日本産業衛生 学会 (2007 年)	ACGIH (2007 年)
ポリ(2,6-ジメチル-1,4- フェニレンオキシド)	-	-	-
キシレン	100ppm	50ppm	TWA:100ppm
エチルベンゼン	-	50ppm	TWA:100ppm

－：設定されていない

粉塵

：日本産業衛生学会、ACGIH とも本製品の許容濃度は定めていないが、粉塵に関しては次の値が適用される。

	時間荷重平均値	
	吸入性粉塵	総粉塵
日本産業衛生学会 (2007 年) 第三種粉塵	2mg/m ³	8mg/m ³
ACGIH (2007 年) 一般粉塵	Respirable	Inhalable
	3mg/m ³	10mg/m ³

保護具

呼吸器の保護具

：取り扱う際は、防塵マスクを着用する。加熱溶融による発生ガスを吸入する可能性がある場所での作業は有機ガス用マスクを着用する。

手の保護具

：必要に応じ保護手袋の着用が望ましい。特に、溶融した樹脂を取り扱う際は、火傷防止のため、断熱性の良い手袋を使用する。

目の保護具

：サイドシール付きの樹脂製保護眼鏡、樹脂製ゴーグル等粉塵を防ぐことができるものを着用する。

皮膚及び身体の保護具

：通常の作業着でよいが、長袖の衣服を着用し、皮膚への接触を防止する。

製品安全データシート

8/14

9. 物理的及び化学的性質

本製品の物理化学的危険性の GHS 分類

- 分類対象外 : 火薬類、可燃性／引火性ガス、可燃性／引火性エアゾル、支燃性／酸化性ガス類、高圧ガス、引火性液体、自己反応性物質及び混合物、水反応性可燃性化学品、酸化性液体、酸化性固体、有機過酸化物
- 分類できない : 可燃性固体、自己発熱性物質及び混合物、金属腐食性物質
- 区分外 : 自然発火性固体

外観

- 物理的状态 : 固体
- 形状 : 粉末状
- 色 : 白色
- 臭い : なし
- pH : 該当せず

物理的状态が変化する温度

- 沸点 : 該当せず
- 融点 : 明確な融点はない。ガラス転移温度は約 215℃
- 分解温度 : 400℃以上
- 引火点 : 400℃以上
- 発火点 : 450℃以上
- 燃焼性 : 不燃性又は難燃性を有する（消防法指定可燃物非該当）

酸素指数測定データ (*1)

P401 = 48.2、P402 = 48.7

「消防庁危険物規則課長 消防危50号平成7年5月31日
粉粒状又は融点の低い合成樹脂の不燃性及び難燃性試験方法」
による。

- 爆発限界 : 粉塵爆発を起こす可能性がある。

ハルトマン式粉塵爆発試験装置によるデータ (*1)

平均粒径 35 µm の PPE で爆発確率 50%（空气中）

となる粉塵濃度 : 75 g/m³

爆発下限界濃度 : 50 g/m³

最小発火エネルギー : 800 g/m³ の時、9.9 mJ

- 比重（又は密度） : 真比重 : 1.05～1.10（20/4℃） g/ml
見掛け比重（嵩比重） : 0.4～0.6 g/ml

溶解性

- 水 : 不溶
- その他の溶媒 : クロロホルム等のハロゲン化炭化水素、トルエン等の芳香族炭化

製品安全データシート

9/14

水素に良く溶ける。

オクタノール／水分配係数 : データ無し

注 : (*1) 社外検査機関測定データに基づく

10. 安定性及び反応性

安定性 : 直射日光を避け、火気や熱源より遠ざけて保存する限り、安定で反応性はない。

反応性 : なし

避けるべき条件 : 直射日光、火気、熱源、粉塵が形成される場合

避けるべき物質 : 一般的な貯蔵、取り扱いにおいては無い。但し、空気中等で爆発性粉塵が形成され、酸素源と着火源が存在した場合は、急激な酸化反応により爆発的に燃焼（粉塵爆発）する。

粉塵爆発防止策 : 粉塵を飛散させないこと。それが不可能な場合、不活性ガス雰囲気とすることと着火源を作らないこと。

危険有害分解生成物 : 燃焼時には、黒煙、CO₂、CO等のガスが発生する恐れがある。

11. 有害性情報

本製品の成分含有量、成分ごとの GHS 分類および製品の GHS 分類による健康に対する有害性情報【急性毒性】

(別表：急性毒性)

成分	PPE (*1)	キシレン	エチルベンゼン	製品のGHS分類
成分含有量	98.5wt%以上	0.6wt%未満	0.9wt%未満	
急性毒性				
(経口)	分類できない (データなし)	区分5 LD50=3500mg/kg	区分5 LD50=3500mg/kg	区分5 ATEmix=3500mg/kg
(経皮)	分類できない (データなし)	分類できない (確定値が得られていない)	区分外 LD50=15400mg/kg	分類できない
(吸入:ガス)	分類対象外	分類対象外	分類対象外	分類対象外
(吸入:蒸気)	分類対象外	区分外 LD50=29.08mg/L	区分4 LC50=17.2mg/L(4000ppm)	分類対象外
(吸入:粉塵、ミスト)	分類できない (データなし)	分類できない (データなし)	分類できない (データなし)	分類できない

*本製品の 98.5%以上を構成するポリフェニレンエーテルの急性毒性は不明である。

経口 : 上記別表の成分を含む。これより、混合物の急性毒性推定値 ATEmix は 3500mg/kg

製品安全データシート

10/14

と計算される（GHS 判定基準）。よって製品として、急性毒性（経口）は区分 5（飲み込むと有害のおそれ）に分類される。

- 経皮：構成成分の大部分の急性毒性（経皮）は不明であって、製品として分類できない。
- 吸入／ガス：すべての構成成分が分類対象外であり、製品として分類対象外。
- 吸入／蒸気：キシレン、エチルベンゼンは 170℃で乾燥させた PPE に対して 1%未満しか含有されておらず、通常は蒸気として放出されないもので分類対象外。
- 吸入／粉塵、ミスト：すべての構成成分の急性毒性（吸入：粉塵、ミスト）は不明であって分類できない。

【皮膚腐食性／刺激性】

（別表：皮膚腐食性／刺激性）

成分	PPE *1)	キシレン	エチルベンゼン	製品のGHS分類
成分含有量	98.5wt%以上	0.6wt%未満	0.9wt%未満	
皮膚腐食性/刺激性	分類できない (データなし)	皮膚刺激性区分2	皮膚刺激性区分3	分類できない

＊本製品の 98.5%以上を構成するポリフェニレンエーテルの皮膚腐食性／刺激性は不明である。
上記別表の成分を含む。混合物の GHS 判定基準より、製品として分類できない。

【眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性】

（別表：眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性）

成分	PPE *1)	キシレン	エチルベンゼン	製品のGHS分類
成分含有量	98.5wt%以上	0.6wt%未満	0.9wt%未満	
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	分類できない (データなし)	眼刺激性区分2A	眼刺激性区分2B	分類できない

＊本製品の 98.5%以上を構成するポリフェニレンエーテルの眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性は不明である。
上記別表の成分を含む。混合物の GHS 判定基準より、製品として分類できない。

【呼吸器または皮膚感作性】

（別表：呼吸器または皮膚感作性）

成分	PPE *1)	キシレン	エチルベンゼン	製品のGHS分類
成分含有量	98.5wt%以上	0.6wt%未満	0.9wt%未満	
呼吸器または皮膚感作性				
(呼吸器感作性)	分類できない (データなし)	分類できない (データなし)	分類できない (データなし)	分類できない
(皮膚感作性)	分類できない (データなし)	分類できない (データなし)	分類できない (データなし)	分類できない

すべての構成成分の呼吸器または皮膚感作性は不明であり、製品として分類できない。

製品安全データシート

11/14

【生殖細胞変異原性】

(別表：生殖細胞変異原性)

成分	PPE *1)	キシレン	エチルベンゼン	製品のGHS分類
成分含有量	98.5wt%以上	0.6wt%未満	0.9wt%未満	
生殖細胞変異原性	分類できない (データなし)	区分外 (陰性)	区分外 (陰性)	分類できない

＊本製品の 98.5%以上を構成するポリフェニレンエーテルの生殖細胞変異原性は不明である。
上記別表の成分を含む。混合物の GHS 判定基準より、製品として分類できない。

【発がん性】

(別表：発がん性)

成分	PPE *1)	キシレン	エチルベンゼン	製品のGHS分類
成分含有量	98.5wt%以上	0.6wt%未満	0.9wt%未満	
発がん性	分類できない (データなし)	区分外	区分2	区分2 (カットオフ値0.1%以上)

＊本製品の 98.5%以上を構成するポリフェニレンエーテルの発がん性は不明である。
上記別表の成分を含む。混合物の GHS 判定基準より、製品として区分2（発がんのおそれの疑い）に分類される。

【生殖毒性】

(別表：生殖毒性)

成分	PPE *1)	キシレン	エチルベンゼン	製品のGHS分類
成分含有量	98.5wt%以上	0.6wt%未満	0.9wt%未満	
生殖毒性	分類できない (データなし)	区分1B	区分1B	区分1B (カットオフ値0.1%以上)

＊本製品の 98.5%以上を構成するポリフェニレンエーテルの生殖毒性は不明である。
上記別表の成分を含む。混合物の GHS 判定基準より、製品として区分1 B（生殖能または胎児への悪影響のおそれ）に分類される。

製品安全データシート

12/14

【標的臓器／全身毒性】

(別表：標的臓器／全身毒性 単回ばく露、反復ばく露)

成分	PPE *1)	キシレン	エチルベンゼン	製品のGHS分類
成分含有量	98.5wt%以上	0.6wt%未満	0.9wt%未満	
標的臓器/全身毒性				
(単回ばく露)	分類できない (データなし)	区分1 (呼吸器、肝臓、中枢神経系、腎臓)、区分3 (麻酔作用)	区分2 (中枢神経系)、区分3 (気道刺激性)	分類できない
(反復ばく露)	分類できない (データなし)	区分1 (呼吸器、神経系)	分類できない (データなし)	分類できない

＊本製品の 98.5%以上を構成するポリフェニレンエーテルの標的臓器／全身毒性(単回ばく露)、(反復ばく露) は不明である。

上記別表の成分を含む。混合物の GHS 判定基準より、製品として分類できない。

【吸引性呼吸器有害性】

(別表：吸引性呼吸器有害性)

成分	PPE *1)	キシレン	エチルベンゼン	製品のGHS分類
成分含有量	98.5wt%以上	0.6wt%未満	0.9wt%未満	
吸引性呼吸器有害性	分類できない (データなし)	区分2	区分1	分類対象外 本製品は全体として固体であり動粘性率が非該当

＊本製品は固体状態であって動粘性率が非該当である。よって吸引性呼吸器有害性に該当しない。

1 2. 環境影響情報

本製品の成分含有量、成分ごとの GHS 分類および製品の GHS による分類による環境有害性情報

(別表：水生環境有害性 急性、慢性)

成分	PPE *1)	キシレン	エチルベンゼン	製品のGHS分類
成分含有量	98.5wt%以上	0.6wt%未満	0.9wt%未満	
水生環境有害性				
(急性)	分類できない (データなし)	区分2 LC50=3.3mg/L (ニジマス)	区分1 LC50=0.4mg/L (ブラウンシュリンプ)	区分3
(慢性)	分類できない (データなし)	区分2	区分外	分類できない

＊本製品の 98.5%以上を構成するポリフェニレンエーテルの水生環境有害性(急性、慢性) は不明である。

【生態毒性】

水生環境有害性(急性) : 区分2のキシレンを0.6重量%未満、区分1のエチルベンゼン

製品安全データシート

13/14

	を 0.9 重量%未満含むので、混合物の GHS 判定基準より、製品として区分 3（水生生物に有害）に分類される。
【残留性／分解性】	：製品としてのデータなし
【生体蓄積性】	：製品としてのデータなし
水生環境有害性（慢性）	：区分 2 のキシレンを 0.6 重量%未満、区分外のエチルベンゼンを 0.9 重量%未満含むので、混合物の GHS 判定基準より、製品として分類できない。

1 3. 廃棄上の注意

廃棄物	：廃棄においては、関係法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従って、都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者もしくは、地方公共団体がその処理を行っている場合には、その団体に委託して処理する。廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。本製品を含む廃棄物（廃液、固形物等ならびに洗浄排水）を直接河川に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することは避けること。焼却する場合は、焼却設備を用いて、大気汚染防止法等の諸法令に適合した処理を施して処理する。
汚染容器及び包装	：本製品を使用後、本製品容器（紙袋、ドラム缶、フレキシブルコンテナ等）を廃棄するときは、本製品の残留が無いことを確認した上で、関係法規に従って廃棄し、他に転用しないこと。

1 4. 輸送上の注意

国際規制	
海上規制情報	：国際海上危険物規則（IMDG）コード 該当しない
航空規制情報	：ICAO-TI(国際民間航空機関技術指針 ／IATA-DGR（国際航空運送協会危険物規則） 該当しない
国連分類	：該当しない
国連番号、国連品名	：該当しない
国内規則	：該当しない
輸送の特定の安全対策及び条件	：梱包袋が破れないように、水濡れや乱雑な取り扱いをさける。もし破袋して本製品粉末が飛散した時は、粉塵爆発等に注意する。

製品安全データシート

14/14

6 項及び 7 項を参照すること。

15. 適用法令

- | | |
|-------------------|--|
| 消防法 | ：本製品は該当しない。 |
| 化学物質管理促進法(PRTR 法) | ：本製品は該当しない。 |
| 労働安全衛生法 | ：残留溶剤のキシレン、エチルベンゼンが次の各項目に該当する。 |
| | キシレン |
| | ・名称等を表示すべき有害物（法第 57 条第 1 項、施行令第 18 条） |
| | ・名称等を通知すべき有害物（法第 57 条の 2 第 1 項、施行令第 18 条の 2 別表第 9：政令番号第 137 号） |
| | エチルベンゼン |
| | ・名称等を通知すべき有害物（法第 57 条の 2 第 1 項、施行令第 18 条の 2 別表第 9：政令番号第 70 号） |
| 毒物及び劇物取締法 | ：本製品は該当しない。 |

16. その他の情報

本製品安全データシート（MSDS）は、現時点で入手できる最新の資料、データに基づいて作成しており、新しい知見により改訂されることがあります。また、MSDS 中の注意事項は通常の取扱いを対象にしたものです。製品使用者が特殊な取扱いをされる場合は用途、使用法に適した安全対策を実施の上、製品を使用して下さい。また、当社は、MSDS 記載内容について十分注意を払っていますが、その内容を保証するものではありません。

参考文献)

- ・ GHS 分類：独立行政法人 製品評価技術基盤機構 GHS 分類結果データベース
<http://www.safe.nite.go.jp/ghs/ghsi.html>
- ・ 許容濃度：日本産業衛生学会誌、「許容濃度の勧告（2007 年度）」
ACGIH, “Guide to Occupational Exposure Value, (2007)
ACGIH, “TLVs, and BEIs® Based on the Documentation of the Threshold Values for Chemical Substances and Physical Agents & Biological Exposure Indices”, (2007)